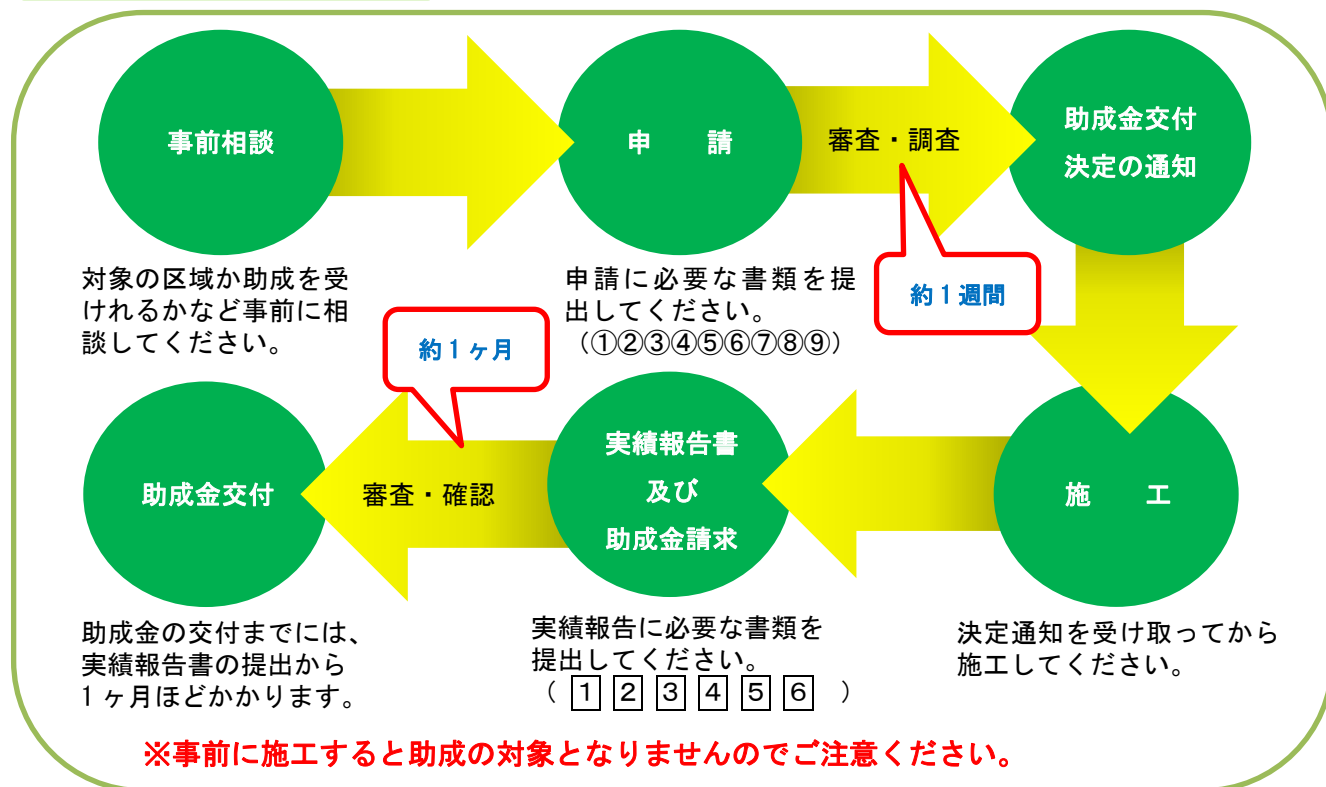


助成の手続きの流れ



申請等に必要な書類

【申請時】

- ① 補助金等交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書（様式第2号）
- ④ 施工業者等の見積書（助成金対象部分のみの見積書）
- ⑤ 施工前の写真（工事（植樹）予定場所の全体が把握できるもの）
- ⑥ 位置図（住宅地図等）
- ⑦ 住宅地の平面図及び生垣等樹木の植栽予定部分の立面図
- ⑧ 敷地を所有していることを証明する書類
- ⑨ 市税を滞納していないことを証明する書類

【完了時】

- ① 補助事業等実績報告書（様式第8号）
- ② 収支決算書（様式第9号）
- ③ 請求書（会則9号）2部
- ④ 工事請負契約書又は工事代金の請求明細書の写し
- ⑤ 領収書の写し
- ⑥ 施工後の写真（工事（植樹）場所の全体が把握できるもの）

※予算の範囲内での補助事業になります。ご了承ください。



お問い合わせ及び申請先

高松市都市整備局公園緑地課

〒760-8571 高松市番町1丁目8番15号

TEL 087-839-2494 FAX 087-839-2491

高松市

民有地緑化事業助成制度について①②

高松市では、コンパクト・エコシティを推進し、「緑豊かな人と環境にやさしい安全で住みよいまち」を目指しています。

このエコシティを実現するため、生垣設置・屋上緑化・壁面緑化など、住宅地や店舗・事業所等を緑化する場合、一定の条件を満たせば、助成制度を活用できます。

市民の皆様には、ぜひ、この民有地緑化事業を検討していただき、花と緑が調和した美しいまちづくりに御協力いただけますようお願いいたします。



緑豊かな
美しい
まちづくり



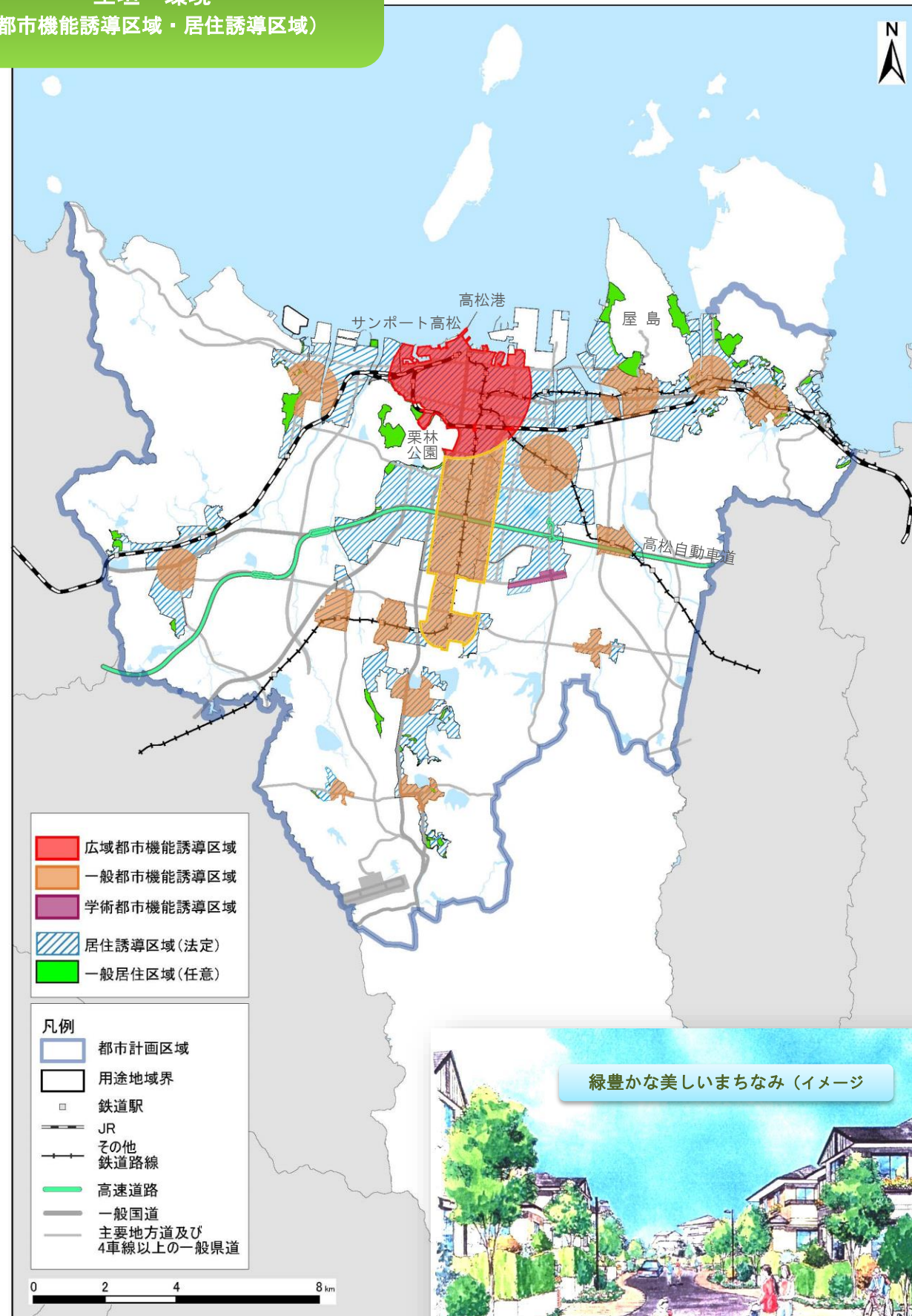
〔平成30年4月以降の民有地緑化事業の見直し概要〕

生垣設置事業、環境保全緑化事業

対象地域変更：用途地域 → 都市機能誘導区域・居住誘導区域

【緑化助成の対象地域】

生垣・環境
(都市機能誘導区域・居住誘導区域)



助成の種類

①生垣設置

高松市民等が高松市内に所有する住宅地で、市の条件を満たして生垣を設けるもの

②環境保全緑化(店舗・事務所前の緑化)

高松市内の事業所(店舗・事務所)集合住宅等の敷地内に新しく緑化木を植栽するもの

助成の内容

事業種別	① 生垣設置	② 環境保全緑化
対象地域	都市機能誘導区域・居住誘導区域 (都市再生特別措置法第81条第2項第2号又は第3号に規定する区域)	
助成対象	戸建住宅(個人が所有すること)	事業所(店舗・事務所)等
助成限度額	15万円	15万円
助成率	植栽工事費の2/3以内 (ただし、5,000円/mが上限)	植栽工事費の2/3以内
既存塀取壊	2,500円/m	
助成要件	・ 公衆用道路※に2m以上直接面すること ・ 50cm以上の常緑樹 ・ 2本/m以上植栽	・ 公衆用道路※に2m以上直接面すること
その他の要件	・ 土地に1回限り助成 ・ 申請者は敷地所有者であること (生垣設置事業においては、個人であること) ・ 市税の滞納がないこと ・ 市内は、ブロック塀を撤去して緑化をする場合、対象となる	
	・ 5年間以上の管理	

※公衆用道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第43条第1項に規定する道路をいう。)